

# Spc jinjiken news

## うつ病「労災」労働基準監督署の決定覆す (4月26日)

磐田信用金庫の子会社に勤務している男性社員が発症したうつ病を巡り、静岡労働者災害補償保険審査官が労災申請を退けた磐田労働基準監督署の決定を覆し労災と認定していたことが24日わかった。

男性は同年6月、2人からパワハラを受けたとして、磐田労働基準監督署に労災を申請。

「辞めてしまえ」「明日から来るな」などと繰り返し罵倒されたほか、業務日報の細かい書き直しを指示されて自宅で作業を命じられたり、コピー用紙が入った段ボール40箱を1人で倉庫に運ぶように指示されたりしたなどと訴えた。

労働基準監督署は11年5月、「業務要因による心理的負荷は『中』程度で、業務による発症とは認められない」と請求を退けたが、男性は再審請求し、労災保険審査官は今年3月、社長らの言動について「業務指導を逸脱して人格や人間性を否定する内容が含まれ、うつ病を発症させて悪化させたと考えられる」などと労基署の決定を取り消した。

## 残業代求め、法テラスを提訴...常勤弁護士 (4月25日)

独立行政法人・日本司法支援センター(法テラス、東京)が、常勤弁護士を労働基準法上の管理監督者(管理職)と見なして残業代を支払わないのは違法として、法テラス八戸法律事務所(青森県八戸市)の安達史郎(ふみお)弁護士

(36)が、法テラスに超過勤務手当など約109万円の支払いを求める訴訟を八戸簡裁に起こしていたことがわかった。

法テラスによると、所属弁護士が超過勤務手当を求めてテラスを訴えたのは全国で初めて。安達弁護士は2010年1月の八戸事務所開設から今年3月末まで所長を務めていたが、取材に対し「実際には名ばかり管理職で、残業代が出ないのは実態にそぐわない」と主張している。

管理職に当たるかどうかについては、厚生労働省が、1 勤務時間に自由裁量がある 2 経営と一体的な立場にある などの判断基準を示しているが、安達弁護士は「他の職員に対する労務管理の権限も皆無だった」としている。

訴状などによると、常勤弁護士の労働時間は、就業規則で1日7時間30分と規定されている。安達弁護士は「実際には月約17時間の超過勤務があった」として、11年11月までの手当の支払いを求めたが、法テラス側に「常勤弁護士は労基法上の管理職にあたり、支払う必要はない」と拒否された。

法テラスの北岡克哉総務部長は取材に対し、「常勤弁護士は一定の職員を管理、監督する立場と内規で明記している」とし、訴訟で争う姿勢を示した。

## 最大で900万円の賃金不払い、弁当宅配会社送検 木更津(4月18日)

2012年4月16日、千葉県の木更津労働基準監督署は従業員への賃金計約186万円の不払